

○財務省告示第六十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十一年二月二十七日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年三月十日
財務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記号
利付国庫債券（二十年）（第八百八

二 発行の根拠
回）
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項並びに特
別会計に関する法律（平成十九

三 振替法の適用
年法律第二十三号）第四十六条
第一項及び第四十七条
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい

五 募入決定の
価格競争入札発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）

イ 方法
各申込みのうち応募価格の高い

六

口 イ 発 行 争 非 者 特 国 入 札 発 行

国債市場 特別参加者・第I種 非競争入札発 行 価格競争額

も の ち ゝ そ の 応 募 額 を 順 次 割 り
 か ら 。
 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ご と の 応
 募 限 度 額 の 範 围 内 に お い て 各 申
 込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。

額 面 金 額 で 八 千 百 四 十 五 億 円

口 国 債 市 場

特 別 会 計 に 関 す る 法 律 第 四 十 六
 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 發 行 し
 た 利 付 国 債 の 規 定 に 基 づ き 同 法
 第 十 七 条 の 規 定 に 基 づ き 發 行

七

口 イ 払 込 金 額 行 争 非 者 特 国 入 札 発 行

国債市場 特別参加者・第I種 非競争入札発 行 価格競争額

八 千 百 五 十 二 億 三 千 五 百 四 十 万
 円

十 三	十 二							ロ		イ	一				九	八	
の	経	利	行	争	非	者	特	国	入	価	発	十	十		振	額	最
払	過			入	価	・	別	債	札	格	行	行		替	額	低	行
込	利			札	格	第	参	市	発	競	価			単	面	額	争
み	子	率		発	競	I	加	場	行	争	格	日		位	金	発	非
																	者
																	・
																	第
																	I
																	加

円

五
万
円

振替法の規定による振替口座簿

の記載又は記録は、最低額面金

額の整数倍の金額によるものと

する。○

平成二十一年二月二十七日

額面金額百円につき百円五錢以

上の金額百円につき百円九錢

額面金額百円につき百円九錢

額面金額百円につき百円九錢

(一) 年一・九パーセント

は、募入決定の通知を受けた者

は、募入決定の通知を受けた者

は、募入決定の通知を受けた者

は、募入決定の通知を受けた者

は、募入決定の通知を受けた者

は、募入決定の通知を受けた者

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.9}{100} \times \frac{69}{365}}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収される

十四 初期利子

ものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合)は、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成二十一年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。)

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成四十年十二月二十日額面金額百円につき百円

財務大臣から通知を受けた者

十六 償還金
十七 償還金
十八 元利金
十九 払場所
入札参加

二十

者

込期日

平成二十一年二月二十七日